

## 自炊代行事件について —私的複製を中心として—

黒宮 敬

自炊代行事件は、私人に代わって書籍の電子ファイル化を行う自炊代行業者に対し、一部の著作権者らが著作権侵害を訴えた事案である。裁判所は、原審及び控訴審ともに、自炊代行サービスには著作権法 30 条 1 項の適用が認められず、著作権侵害だと判示した。30 条 1 項とは、私人が私的使用目的で著作物を複製するのであれば、著作権侵害にならないとする制限規定である。同項は、私的領域内での零細な利用であれば、著作権者への経済的打撃が少ないことなどに鑑みて、私人の私的領域における活動の自由を保障するために規定された。本研究では、自炊代行サービスに対する私的複製の適用の可否を中心に検討を行った。

30 条 1 項は、私的複製に該当する要件として「その使用する者が複製する」ことを掲げている。控訴審判決は、この要件の趣旨について、外部の者が複製過程に介入することを妨げ、零細な複製のみを許容することにあると述べた。しかし、たとえ業者のような外部の者が複製過程に介入していたとしても、全ての事例で著作権者の不利益が発生するとは限らず、一律に 30 条 1 項の適用を否定するべきではない。30 条 1 項には、著作権者の利益を確保しつつ、私人の自由を守る役割が求められており、私人の自由と著作権者の利益を均衡させるような解釈が望ましいだろう。

特許法のいわゆる「下請け機関」の考え方を 30 条 1 項に応用する奥邨説は、一定の要件を満たすときにコピー業者による複製を使用者自身の複製と評価して 30 条 1 項の適用を認めるべきであると主張し、コピー業者に注意義務を課するという方法を提案している。また、30 条について私人の自由を重視した解釈を提唱する田村説においては、使用者本人が何を複製するのかということを決定していれば、特定の著作物が大量に複製される事態を防げると述べ、複製する著作物を決める者が肝要であると指摘している。以上のような学説を踏まえて検討すると、①裁断済みの書籍を破棄する、②電子ファイルに対する複製防止処置を施す、という態様で行われている自炊代行であれば、裁断済みの書籍が繰り返し電子化されることや、電子化されたデータがインターネット上で流通することを防ぐことができるため、特定の著作権者が大きな不利益を被ることはないと考えられる。よって、自炊代行サービスの態様によっては、30 条 1 項の適用を認める余地があると考えられる。

自炊代行サービスは、現在でも複数の業者によって提供されている。一部の著作権者を除き、多くの著作権者は自らの著作物が自炊代行サービスにより複製されていることを黙認している、あるいは知らないことによって、現在の自炊代行サービスは成り立っている。しかし、この状況は、黙認している著作権者が態度を変えた場合には崩れてしまう、危うい状況である。

現代において電子代行サービスは、電子書籍を求める利用者の社会的ニーズに応えたものであり、権利者の利益を大きく害さない範囲で存続しうることが望ましいと考える。今後さらに複製技術は発展し、私人による複製が容易になることが予想されるなか、30 条 1 項は、私人の自由と著作権者の利益のバランスをはかるものとして、柔軟に解釈していくことが望ましい。

(指導教員 村井麻衣子)